

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を別紙のとおり定めたので、同法第 19 条の規定により公告する。

令和 5 年 4 月 3 日

寒川町長 木村 俊雄

農用地利用集積計画書

利用権を設定する土地			設定する利用権				新 規 更 新 の 別	備 考
地 番	現 況 地 目	地 積 (㎡)	権利の種類	利 用 目 的	始 期	終 期		
岡田427番	田	909	使用貸借	水稻	令和 5・4・1	令和 8・3・31	更新	
以下余白								